

第2章 人と自然が共にある環境の保全 【第2節 生物の多様性の確保】

第2節 生物の多様性の確保

第1 貴重・希少な野生生物の保護

1 天然記念物指定による野生生物の保護

(1) 文化財のパトロール

文化財保護に万全を期するためパトロールを実施します。

(2) 特別天然記念物カモシカ特別調査及び通常調査の実施

紀伊山地カモシカ保護地域において、平成12年度から2年の予定で第3回特別調査を行います。これは、カモシカ生息地の保存管理のための基礎資料を得るために、生息状況調査、生息環境調査、個体群動向に関する資料収集等を実施します。

鈴鹿山地カモシカ保護地域においては、通常調査を実施します。これは、概ね5年に一度実施する特別調査を補完するモニタリング調査（毎年実施）です。

(3) 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

2 鳥獣の保護・管理

(1) 野生生物の保護

ア 狩猟行政の推進

鳥獣保護員を配置し、狩猟取締り、指導等を行うとともに、狩猟免許試験及び更新講習会等を行います。

イ 鳥獣保護事業の実施

第8次鳥獣保護事業計画（平成9～13年度）に基づき、鳥獣保護区等の設定・管理、野生生物保護モデル校の育成、キジ等の放鳥、傷病鳥獣の保護等を行います。

平成12年度鳥獣保護区等の設定計画

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休獵区	銃猟禁止域	獵区
箇所数（箇所）	2	—	6	9	—
面積（ha）	100	—	3,330	2,416	—
その他	期間更新			期間更新区域拡大を含む	

3 野生生物の生息状況等の把握

(1) みえの自然環境の調査

平成11年度に引き続き自然環境保全基礎調査、ニホンザル生息実態調査を実施します。

区分	概要
自然環境保全基礎調査（環境庁委託調査）	・種の多様性調査 ・大型獣調査
ニホンザル生息実態調査	・聞き取り調査、追跡調査

第2 生態系の多様性の確保

1 移入種による影響対策の推進

(1) 動物の保護管理

特定動物の飼養状況の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集、動物愛護フォーラム三重や犬のしつけ方教室等を開催します。

(2) 移入魚類の影響対策

ため池の改修工事にあたって、移入魚類を排除し、再投入を防止するための看板設置等による啓発を実施する。